

議第 5 号議案

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び桐生市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 27 年 9 月 16 日提出

提出者	桐生市議会議員	人	見	武	男
賛成者	桐生市議会議員	周	藤	雅	彦
	同	福	島	賢	一
	同	飯	島	英	規
	同	周	東	照	二
	同	関	口	直	久
	同	田	島	忠	一

桐生市議会議長 森 山 享 大 様

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例

桐生市議会基本条例(平成 25 年桐生市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条中「議会は、」の次に「原則として」を加える。

第 13 条の見出し中「定例記者会見」を「記者会見」に改め、同条中「議会は、」の次に「必要に応じて」を加え、「定例記者会見」を「記者会見」に改める。

第 28 条第 2 項中「桐生市情報公開条例(平成 10 年桐生市条例第 29 号)」を「桐生市情報公開条例(平成 27 年桐生市条例第 号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 28 条第 2 項の改正規定は、平成 27 年 10 月 5 日から施行します。

議 案 説 明

議第 5 号議案 桐生市議会基本条例の一部を改正する条例案

市民に開かれた議会を推進し、迅速かつ柔軟な対応を図るため、所要の改正を行うものです。